



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 告示

- 666 随意契約の相手方の決定 (情報政策課)
- 667 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 668 方地区土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更の認可 (農業農村整備課)
- 669 廃川敷地の発生 (河川課)
- 670 " (")

○ 人事委員会告示

*6 平成11年和歌山県人事委員会告示第5号(労働基準監督機関の職権行使区分)の一部改正

告 示

和歌山県告示第666号

きのくにe-ねっと管理運用支援委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
きのくにe-ねっと管理運用支援委託業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社和歌山支店
和歌山市一番丁5番地
- 5 随意契約に係る契約金額
40,955,040円(うち消費税及び地方消費税の額1,950,240円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和

22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第667号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ケーズデンキ川辺パワフル館・ヤマイチプラザ川辺
和歌山市里字五段5番1 外33筆
- 2 意見の概要
 - ・小売店舗から発生する廃棄物については、一般廃棄物、産業廃棄物の区分を十分認識し、それぞれ適正に処理し、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう配慮してください。
 - ・騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努めてください。また、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。
 - ・屋外広告物を掲出する場合は、和歌山市屋外広告物条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努力してください。
 - ・出店に際しては、地域雇用に努められ、また、地域振興に貢献されるようご協力をお願いします。
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年5月12日から平成21年6月12日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第668号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、方地区土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成21年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第669号

河川工事により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成21年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 河川の名称 二級河川上野川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成21年5月12日
- 3 廃川敷地の位置 御坊市名田町上野字五反田404番地先、2044番地先
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地 223.46㎡

和歌山県告示第670号

河川工事により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

ふるさと定住センター

第1項第2号の表中男女共生社会推進センターの項の次に次のように加える。

子ども・女性・障害者相談センター(一時保護課を除く。)

第1項第2号の表中女性相談所の項及び子ども・障害者相談センター(一時保護課を除く。)の項を削り、

家畜保健衛生所
ふるさと定住センター

を「家畜保健衛生所」

に改める。

第2項の表中仙溪学園の項の次に次のように加える。

子ども・女性・障害者相談センター(一時保護課に限る。)

13

第2項の表中子ども・障害者相談センター(一時保護課に限る。)の項を削る。

川課に備え置いて縦覧に供する。

平成21年5月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 河川の名称 二級河川南部川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成21年5月12日
- 3 廃川敷地の位置 日高郡みなべ町清川字酒屋3682番11地先、3721番地先、清川字深日2997番、3079番1、3080番1、3080番2、3080番3、3081番
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地 1392.57㎡

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第6号

平成11年和歌山県人事委員会告示第5号(労働基準監督機関の職権行使区分)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から適用する。

平成21年5月12日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

第1項第2号の表中防災航空センターの項の次に次のように加える。